

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第四十二號

廳 中 一 般
地 方 事 務 所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣地方事務所處務規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十日

鳥取縣知事 林

敬 三

第二條總務課中會計係の次に「財務係」を加へる。

第三條中會計係の左の事項を削る。

- 一、縣稅ノ賦課徵收並ニ滯納處分ニ關スル事項
- 一、稅外諸收入ノ徵收ニ關スル事項
- 一、町村ニ於ケル縣稅事務ノ指導監督ニ關スル事項
- 一、縣稅檢査ニ關スル事項

昭和二十一年十二月二十日
第千七百七十二號

金 曜 日

本報ノ大キサハ編定規程ヲA列

- 一、縣稅ノ賦損處分ニ關スル事項
- 一、道府縣稅徵收ノ囑託及受託ニ關スル事項
- 「會計係」の次に「財務係」を加へ其の所管事項を次のやうに定める。
- 一、縣稅ノ賦課徵收並ニ滯納處分ニ關スル事項
- 一、稅外諸收入ノ徵收ニ關スル事項
- 一、町村ニ於ケル縣稅事務ノ指導監督ニ關スル事項
- 一、縣稅檢査ニ關スル事項
- 一、縣稅ノ賦損處分ニ關スル事項
- 一、都道府縣稅徵收ノ囑託及受託ニ關スル事項

告 示

◇鳥取縣告示第五百十三號

八頭木工補導所規程を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十日

鳥取縣公報 每週 火金 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十一年十二月二十日 第千七百七十二號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00246

鳥取縣知事 林 敬 三
八頭木工補導所規程
第一章 總 則

第一條 八頭木工補導所(以下單に補導所といふ)は、本縣下の失業者中、直ちに就業し得ない者に對し、家具工業の機會を與へ、併せてこの種生産の振興に資するをもつて目的とする。

第二條 補導所は鳥取縣八頭郡賀茂村にこれを置く。

第三條 補導所に次の職員を置く。

- 所 長
- 書 記
- 指 導 員
- 助 手

第四條 所長は知事の命を受け、所中全般の事務を掌理する。

第五條 書記は所長の指揮を受け、庶務に従事する。

第六條 指導員及び助手は所長の指揮を受け、補導生の補

導に當たる。

第七條 補導所の教科は家具科とする。

第八條 補導生の定員は五十名とする。

第九條 補導期間は六ヶ月とし、年二回の補導を実施する。

第十條 補導の開始及び終了期日は、次のやうに定める。

但し都合により變更することができる。

第一回 開始 四月一日
終了 九月三十日

第二回 開始 十月一日
終了 翌年三月三十一日

第二章 入所、退所及び終了

第十一條 入所志願者は次のやうな條件を具備しなければならぬ。

- 一、現に失業者で所轄勤務署長が職業補導するに適すと認めたる者。
- 一、國民學校高等科を卒業し、又はこれと同等以上の學力があり身体強健、意志強固な年齢満四十才以下の男子。

00247

第十二條 入所志願者は第一號書式による願書を、別に定める願書締切期日迄に居住地所轄勤務署を経由して所長に提出しなければならない。

第十三條 入所志願者に對しては銓衡を行つて採否を決定する。

銓衡の方法は、所長がこれを定める。

第十四條 入所を許可せられた者は、七日以内に身元保證人を定め、第二號書式による誓約書及び戸籍抄本を、所長に提出しなければならない。

第十五條 退所を希望する者は、身元保證人と連署して、その事由を詳具し、所長の承認を受けなければならない。

第十六條 所定の補導課程を終了した者には、第三號書式による修了證書を授與する。

第二章 處 遇

第十七條 授業料はこれを徴收しない。

第十八條 修業上必要な費用の一部は、豫算の範囲内で補導手當として支給する。

第十九條 所要工具類は、これを貸與する。

第四章 賞 罰

第二十條 所長は、成績優秀、操行善良で他の模範となるべき者を褒賞することができる。

第二十一條 不都合の行爲をなし、又は成業の見込ない者にはその情狀により次のやうな處分をする。

- 譴 責
- 謹 慎
- 停 所
- 除 籍

第二十二條 補導所所屬物品を毀損し、又は亡失した者には、その情狀により辨償をさせることがある。

第五章 附 則

第二十三條 所長はこの規程の施行に必要な細則を定めることができる。

第二十四條 この規程は公布の日からこれを施行する。

第一號書式

入 所 願

本籍地	現住所	戸主氏名	生年月日	履歴	職失の理由
				歴學	
家族名	続柄	年齢	職業	扶養の要否	
状況の家庭					
入所中に於ける家族の生活					
希望科目	將來の方針				

右の通り入所したいから御許可下さるよう御願ひいたします。

昭和 年 月 日

木人氏名

印

八頭木工補導所長

殿

第二號書式

誓約書

この度御所へ入所を御許可になりました上は諸規則や

御指示の事柄を堅く守つて専心修業いたします。なほ在所中本人の身元については保證人において一切これを引受け少しも御迷惑を掛けなためこゝに誓約いたします。

昭和 年 月 日

補導生本籍

現住所

戸主との続柄

保證人本籍

現住所

職業

本人との關係

生年月日

八頭木工補導所長

殿

第三號書式

終了證書

何科 氏名

生年月日

◇鳥取縣告示第五百十四號

米子和洋裁補導所規定を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十日

鳥取縣知事 林

敬

三

米子和洋裁補導所規程

第一章 總則

第一條 米子和洋裁補導所（以下單に補導所といふ）は、本縣下の失業者中直ちに就業し得ない者に對し、和洋裁作業に必要な専門的技術を短期に教習し、これにより就業の機會を與へ、併せて生産の振興に資するをもつて目的とする。

第二條 補導所は鳥取縣米子市にこれを置く。

第三條 補導所に次の職員を置く。

所長
書記

指導員
助手

第四條 所長は知事の命を受け、所中全般の事務を掌理する。

第五條 書記は所長の指揮を受け、庶務に従事する。

第六條 指導員及び助手は所長の指揮を受け、補導生の補導に當たる。

第七條 補導所の教科は和裁科及び洋裁科の二科とする。

第八條 補導生の定員は五十名とする。

第九條 補導期間は六ヶ月とし、年二回の補導を実施する。

第十條 補導の開始及び終了期日は次のやうに定める。

但し都合により變更することがある。

第一回 開始 四月一日

終了 九月三十日

第二回 開始 十月一日

終了 翌年三月三十一日

第二章 入所、退所及び終了

第十一條 入所志願者は、次のやうな條件を具備しなければ

00250

ばならない。

一、現に失業者で所轄勤務署長が職業補導するに適すと認めたる者。

一、國民學校高等科卒業し又はこれと同等以上の學力があり身体強健、意志強固な年齢満四十才以下の女子。

第十二條 入所志願者は第一號書式による願書を別に定める願書締切期日迄に、居住地所轄勤務署を經由して、所長に提出しなければならない。

第十三條 入所志願者に對しては銓衡を行つて採否を決定する。

銓衡の方法は所長がこれを定める。

第十四條 入所を許可せられた者は七日以内に身元保證人を定め第二號書式による誓約書及び戸籍抄本を所長に提出しなければならない。

第十五條 退所を希望する者は、身元保證人と連署して、その事由を詳具し、所長の承認を受けなければならない。

第十六條 所定の補導課程を終了した者には第三號書式による終了證書を授與する。

第十七條 授業料はこれを徴收しない。

第十八條 修業上必要な費用の一部は、豫算の範圍内で補導手當として支給する。

第十九條 所要工具類はこれを貸與する。

第四章 賞 罰

第二十條 所長は成績優秀、操行善良で他の模範となるべき者を褒賞することができる。

第二十一條 不都合の行爲をなし、又は成業の見込がない者はその情狀により次のやうな處分をする。

謹 責
謹 慎
停 所
除 籍

第二十二條 補導所所屬物品を毀損し、又は亡失した者は、その情狀により辨償をさせることがある。

第五章 附 則

第二十三條 所長は、この規程の施行に必要な細則を制定

00251

することができぬ。

第二十四條 この規程は公布の日から、これを施行する。

第一號書式

入 所 願

本籍地	現住所	戸主姓名	氏名	生年月日	履 歴	職 業	職 由	希望科目	將來の方針	家族の状況	家族の扶養の要否
					學 歴	職 歴				入所中に於ける家族の生活	

右の通り入所したいから御許可下さるよう御願ひいたします。

昭和 年 月 日

本人氏名 殿 印

米子和洋裁補導所長 殿

第二號書式

誓 約 書

この度御所へ入所を御許可になりました上は諸規則や御指示の事柄を堅く守つて専心修業いたします。

なほ在所中本人の身元については保證人において一切これを引受け少しも御迷惑を掛けないためこゝに誓約いたします。

昭和 年 月 日

補導生本籍 現住所

戸主との續柄 氏 名 印

保證人本籍 現住所

職 業 氏 名 印

本人との關係 氏 名 印

米子和洋裁補導所長 殿

生年月日

00252

第三號書式

終了證書

何科 氏 名

生年月日

右者本所所定ノ課程ヲ終了セリ仍テ之ヲ證ス

昭和 年 月 日

米子和洋裁補導所長 氏 名 印

鳥取縣告示第五百十五號

鳥取縣機械器具修理工補導所規程を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月二十日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣機械器具修理工補導所規程

第一章 總 則

第一條 鳥取縣機械器具修理工補導所(以下單に補導所とシム)は本縣下の失業者中直ちに就業し得ない者に對し機械器具修理工として必要な専門的且つ實務的技能を短期に教習し、これにより就業の機會を與へ、併せて生産の振興に資するをもつて目的とする。

第二條 補導所は鳥取縣鳥取市にこれを置く。

第三條 補導所に次の職員を置く。

所 長

書 記

指 導 員

助 手

第四條 所長は知事の命を受け、所中全般の事務を掌理する。

第五條 書記は所長の指揮を受け、庶務に従事する。

第六條 指導員及び助手は所長の指揮を受け、補導生の補導に當たる。

第七條 補導所の教科は旋盤科、仕上科及び鍛造科の三科とする。

第八條 補導生の定員は五十名とする。

第九條 一回の補導期間は六ヶ月とし、年二回の補導を實施する。

第十條 補導の開始及び終了期日は次のやうに定める。

但し都合により變更することがある。

00253

00253

第一回 開始 四月一日

終 了 九月三十日

第二回 開始 十月一日

終 了 翌年三月三十一日

第二章 入所、退所及び終了

第十一條 入所志願者は次のやうな條件を具備しなければならぬ。

一、現に失業者で所轄勤勞署長が職業補導するに適すと認めたる者。

一、國民學校高等科を卒業し、又はこれと同等以上の學力があり身体強健、意志強固な年齢滿四十才以下の男子。

第十二條 入所志願者は、第一號書式による願書を別に定め、願書締切期日迄に居住地所轄勤勞署を経由して、所長に提出しなければならない。

第十三條 入所志願者に對しては銓衡を行つて採否を決定する。

銓衡の方法は所長がこれを定める。

第十四條 入所を許可せられた者は七日以内に身元保證人を定め、第二號書式による誓約書及び戸籍抄本を、所長に提出しなければならない。

第十五條 退所を希望する者は、身元保證人と連署してその事由を詳具し、所長の承認を受けなければならない。

第十六條 所定の補導課程を終了した者には、第三號書式による終了證書を授與する。

第三章 處 遇

第十七條 授業料はこれを徴收しない。

第十八條 修業上必要な費用の一部は、豫算の範圍内で補導手當として支給する。

第十九條 所要工具類は、これを貸與する。

第四章 賞 罰

第二十條 所長は、成績優秀、操行善良で他の模範となるべき者を褒賞することができる。

第二十一條 不都合の行爲をなし、又は成業の見込がない者には、その情狀により次のやうな處分をする。

謹 責

謹 責

謹 責

謹 責

謹 責

謹 責

謹 責

謹 責

停 所
除 籍
第二十二條 補導所所屬物品を毀損し、又は亡失した者には、その情狀により、辨償をさせることがある。

第五章 附 則

第二十三條 所長は、この規程の施行に必要な細則を制定することができる。

第二十四條 この規程は公布の日から、これを施行する。

第一號書式

入 所 願

本籍地	現住所	戸主續柄 氏名 生年月日	履 歴 學 歴	履 歴 職 歴	履 歴 失 業 由 理
家 族 氏名 年 齡	家 庭 氏名 年 齡	家 族 氏名 年 齡	家 族 氏名 年 齡	家 族 氏名 年 齡	家 族 氏名 年 齡
職業 扶養の要否	職業 扶養の要否	職業 扶養の要否	職業 扶養の要否	職業 扶養の要否	職業 扶養の要否
希望科目	希望科目	希望科目	希望科目	希望科目	希望科目
將來の 方針	將來の 方針	將來の 方針	將來の 方針	將來の 方針	將來の 方針
入所中に於ける家族の生活	入所中に於ける家族の生活	入所中に於ける家族の生活	入所中に於ける家族の生活	入所中に於ける家族の生活	入所中に於ける家族の生活

右の通り入所したいから御許可下さるよう御願ひいたします。

昭和 年 月 日
本人氏名
鳥取機械器具修理工補導所長 殿 印

第二號書式

誓 約 書

この度御所へ入所を御許可になりました上は諸規則や御指示の事を堅く守つて専心修業いたします。

なほ在所中本人の身元については保証人において一切これを引受け少しも御迷惑を掛けないためこゝに誓約いたします。

昭和 年 月 日

補導生本 籍

現住所

戸主との續柄 氏 名 印

保証人本 籍

現住所

鳥取機械器具修理工補導所長
第三號書式

修了證書
何科 氏 名
生年月日

右者本所所定ノ課程ヲ終了セリ仍テ之ヲ證ス

鳥取機械器具修理工補導所長 氏 名 印

鳥取縣告示第五百十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十一年十二月二十日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、建築主の住所 鳥取市吉方三二〇の一
氏 名 鳥取家具工業株式會社々長松浦武儀

- 一、建築物の位置 鳥取市吉方三二〇之三
- 一、建築物の用途 家具製造工場
- 一、建築物の構造 木造、瓦葺、平家建
- 一、建築物の規模 建築面積 九九、八一平方米
突出せる部分 六四、四一平方米

一、命令事項
一、本建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とする

一、前號の事業實施の場合には事業者の實施する期日内に無償にて本建築物を除却しなければならぬ。
一、本建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事必要ありと認むるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。

一、本建築物の讓渡を受けたる者も前各號に命したる事項を遵守する義務を負ふこと。

鳥取縣告示第五百十七號

岡山縣では縣令第百二號をもつて「ラレラ」豫防のため傳

